

業務管理体制に関する届出手続きについて

すべての介護サービス事業者（みなし事業者のみの事業者を除く）は法人単位で、業務管理体制整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

1 届出先

届出先は、事業所等の展開状況により下表のとおりとなります。

事業所等の展開状況		届出先関係行政機関
事業所等が複数の都道府県に所在する事業者	(1) 事業者所等が3つ以上の地方厚生局管轄区域にある事業者	厚生労働省老健局
	(2) 事業者所等が1又は2つの地方厚生局管轄区域にある事業者	より多くの事業所等のある地方厚生局
(3) 地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村にのみ存在する事業者		事業所等のある市町村
(4) (1)(2)(3)以外の事業者		事業所等のある都道府県

※上記のとおり、地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスのみを刈谷市内でのみ展開されている事業者については刈谷市に届出いただくことになります。

2 整備すべき業務管理体制

事業所等の数に応じ、下表のとおりとなります。

		業務管理体制の内容		
事業所等の数	100以上	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行状況の監査の定期的な実施
	20以上100未満	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	
	1以上20未満	法令遵守責任者の選任		

3 届出する事項

届出する事項は、下表のとおりとなります。

業務管理体制の内容	届出する事項
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の氏名・生年月日
法令遵守規程の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
業務執行状況の監査の定期的な実施	業務が法令に適合することを確保するための業務執行の状況の監査の方法の概要